

社会全体で子育て応援業務委託受託者評価要領

1 目的

この要領は、社会全体で子育て応援（ながの子育て応援企業同盟）業務委託公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった提案を評価し、その業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議の開催

上記 1 の委託候補者を選定するために企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

3 企画提案評価会議の構成

- (1) 評価会議は別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、長野県将来世代応援県民会議事務局長（以下、「事務局長」という。）とする。また座長代理は事務局長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- (5) 評価会議において、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 評価方法

評価方法は別に定める。

5 選定の方法

評価会議は、実施公告に基づき提出された企画提案等を評価し、最も優れた企画提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定する。